

平成 15 年 10 月 21 日  
法 務 省

「環境配慮の方針」の点検について」の正誤について  
平成 15 年 7 月 31 日付け「環境配慮の方針」の点検について」の一部に誤りがあったので、下記のとおり、訂正する。

## 記

## 1 記 1(2)ア「電気」の表

訂正する欄	誤	正
「法務省全体 <sup>(1)</sup> 」の欄	法務省全体 <sup>(1)</sup>	法務省全体 <sup>(注)</sup>
「d 矯正官署 <sup>(2)</sup> 関係」の欄	d 矯正官署 <sup>(2)</sup> 関係	d 矯正官署関係
「h 公安調査庁 <sup>(3)</sup> 関係」の欄	h 公安調査庁 <sup>(3)</sup> 関係	h 公安調査庁関係

## 2 記 1(2)イ「都市ガス」の表

訂正する欄	誤	正
「法務省全体」の欄の右欄	8,417,287	7,732,352
「b 法務局関係」の欄の右欄	2,380,634	1,964,080

## 3 記 1(2)エ「灯油」の表

訂正する欄	誤	正
「法務省全体」の欄の右欄	22,835,390	22,691,390
「h 公安調査庁関係」の欄の右欄	192,389	48,389

## 4 記 3(2)「廃棄物」の表

訂正する欄	誤	正
「法務省全体」の欄の右欄	251,901	69,541
「d 矯正官署関係」の欄の右欄	214,251	31,890

平成15年10月21日  
法 務 省

「環境配慮の方針」の点検について

当省は、「法務省の環境配慮について」(平成15年7月11日事務次官決定)において、当省の環境配慮の方針(以下「配慮方針」という。)を策定し、その達成のため、具体的に取り組の推進を図ることとしたところであるが、この度、平成14年度における実績について、自主的に点検したので、その結果を下記のとおり公表する。

記

1 大気環境の保全のための取組について

(1) 公用車の低公害化

配慮方針においては、「環境負荷の少ない低公害自動車の導入に一層努め、平成16年度末までに一般公用車の低公害車導入率を100パーセントにする」ことを目標としたが、平成14年度に調達した一般公用車200台のすべてが低公害車(ハイブリッド自動車(111台)及び低燃費自動車優遇税制認定(89台))であった。

(2) エネルギー使用量

配慮方針においては、「公用車の効率的な利用、自転車の積極的な利用による公用車利用の抑制、昼休み等の消灯、エレベータの間引き運転、冷暖房の適正な温度設定などの手段を通じ、今後、電気、ガス及びガソリン、灯油その他の石油燃料の消費を年々遞減すること」を目標としたところであるが、平成14年度におけるこれらの使用量は、次のとおりである。

ア 電気

	(kWh)
法務省全体 <sup>(注)</sup>	311,771,521
a 本省関係	9,985,841
b 法務局関係	86,479,314
c 検察庁関係	50,023,855
d 矯正官署関係	139,377,785
e 更生保護官署関係	5,094,133

f	地方入国管理官署関係	12,563,417
g	法務総合研究所関係	5,186,369
h	公安調査庁関係	3,060,807

注 四捨五入のため、法務省全体の数値は、各施設の数値の合計とは一致しない場合がある。また、数値は、暫定値である。以下同じ。

イ 都市ガス

		(m <sup>3</sup> )
	法務省全体	7,732,352
a	本省関係	673,827
b	法務局関係	1,964,080
c	検察庁関係	1,695,699
d	矯正官署関係	2,558,133
e	更生保護官署関係	292,220
f	地方入国管理官署関係	347,059
g	法務総合研究所関係	186,443
h	公安調査庁関係	283,272

ウ L P G

		(kg)
	法務省全体	29,444
a	本省関係	0
b	法務局関係	15,852
c	検察庁関係	2,982
d	矯正官署関係	0
e	更生保護官署関係	34
f	地方入国管理官署関係	10,318
g	法務総合研究所関係	528
h	公安調査庁関係	0

エ 灯油

		(リットル)
	法務省全体	22,691,390

a 本省関係	0
b 法務局関係	1,635,953
c 検察庁関係	592,657
d 矯正官署関係	19,891,786
e 更生保護官署関係	71,662
f 地方入国管理官署関係	407,844
g 法務総合研究所関係	43,100
h 公安調査庁関係	48,389

オ A 重油

	(リットル)
法務省全体	43,858,731
a 本省関係	0
b 法務局関係	1,193,399
c 検察庁関係	721,056
d 矯正官署関係	41,652,981
e 更生保護官署関係	48,217
f 地方入国管理官署関係	176,569
g 法務総合研究所関係	29,000
h 公安調査庁関係	37,510

カ ガソリン（自動車での燃料使用に限る。）

	(リットル)
法務省全体	2,596,140
a 本省関係	49,550
b 法務局関係	737,974
c 検察庁関係	493,115
d 矯正官署関係	889,266
e 更生保護官署関係	23,482
f 地方入国管理官署関係	197,904
g 法務総合研究所関係	4,518
h 公安調査庁関係	200,330

キ ガソリン（自動車での燃料使用を除く。）

	(リットル)
法務省全体	65,457
a 本省関係	0
b 法務局関係	24,470
c 検察庁関係	259
d 矯正官署関係	0
e 更生保護官署関係	3,359
f 地方入国管理官署関係	0
g 法務総合研究所関係	0
h 公安調査庁関係	37,369

ク 軽油（自動車での燃料使用に限る。）

	(リットル)
法務省全体	470,485
a 本省関係	1,135
b 法務局関係	49
c 検察庁関係	8,014
d 矯正官署関係	442,269
e 更生保護官署関係	0
f 地方入国管理官署関係	17,058
g 法務総合研究所関係	1,960
h 公安調査庁関係	0

2 水環境の保全のための取組

配慮方針においては、「節水コマを利用するなどして、毎年度の水道使用量を平成14年度の水準以下に抑えること」を目標としたところであるが、平成14年度における上水使用量は、次のとおりである。

	( $m^3$ )
法務省全体	15,761,242
a 本省関係	33,426
b 法務局関係	426,270
c 検察庁関係	328,266
d 矯正官署関係	14,653,772

e 更生保護官署関係	34,659
f 地方入国管理官署関係	188,669
g 法務総合研究所関係	58,719
h 公安調査庁関係	37,461

### 3 廃棄物の削減のための取組

#### (1) 環境負荷の低減に資する環境物品の調達

配慮方針においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の適切な実施を推進するための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努める」ことを目標としたところであるが、方針については、平成14年4月24日、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定した。また、平成14年度の調達実績については、「平成14年度における環境物品等の調達実績の概要」のとおりである。

#### (2) 廃棄物

配慮方針においては、「文書の電子化・用紙の両面利用の徹底などを通じて用紙使用量を削減するとともに、耐久性の高い物品の購入及び廃棄物の分別・再利用の徹底に努めるなどして、廃棄物の発生を抑制し、その重量を平成14年度の水準以下に抑える」ことを目標としたところであるが、平成14年度における廃棄物排出量は、次のとおりである。

	(トン)
法務省全体	69,541
a 本省関係	184
b 法務局関係	2,570
c 検察庁関係	31,706
d 矯正官署関係	31,890
e 更生保護官署関係	1,346
f 地方入国管理官署関係	713
g 法務総合研究所関係	72
h 公安調査庁関係	1,061

